

「白山市議会における個人情報の保護に関する条例（案）」に対するご意見と市議会の考え方について

募集期間：令和5年1月10日(火)～1月23日(月)

結果：1名の方から2件の意見

パブリックコメントに寄せられた条例案へのご意見・ご要望と、それに対する市議会の考え方は以下のとおりです。

ご意見・ご要望	市議会の考え方
<p>本条例案によれば、議長が情報管理責任者、すなわち一般企業でいうところのC I Oに相当する。</p> <p>情報漏洩等の事故が発生した場合、故意であれ、不意（システム障害等）であれ、C I Oの責任が免れないことは、企業で発生している事例を見れば明らかである。</p> <p>一方、罰則の規定は漏洩者に対するものだけであって、C I Oに対する言及がない。昨今の政治の情勢は、責任は痛感するものであって、責任を取るという行為が見られない。本条例案も同じ。個人情報に限らず情報管理は非常に重要な職務であり、理由の如何に関わらず、それが果たせなかった場合の管理者の責任は大きい。</p> <p>したがって、情報管理責任者の罰則も規定すべきである。もちろん、その責務の大きさゆえ、対価を支払うことも考慮しておくべきである。この点で、本条例案は一般企業の感覚とズレたものとなっている。</p>	<p>本条例案における議員に対する罰則については、議会における議員の自由な発言の保障の必要性は高いこと、免責特権がない地方議会議員に対し、発言について罰則を設けることは萎縮効果を生じるおそれがあることにより、罰則規定は設けておりません。</p> <p>また、議長については、議会の事務を統理することから、事務局の職員等と同様に罰則の対象とすべきとの考え方もありますが、条例で義務を負うのは機関としての議会であり、議長ではないこと、議長である議員が得た個人情報ファイルが、議長として得たものか議員として得たものかは判断が困難であること、議員の職務は広汎かつ不明確であり、議長に罰則を科すと、議員としての職務への萎縮効果を生じるおそれがあることにより、議長も罰則の対象外としております。</p> <p>ただし、条例案には、議会としての責務の規定や機関としての議会の義務を規定しておりますので、議会の構成員たる議員として、これらの規律を順守する責務はあります。</p>

本条例案では、漏洩された者への補償の規定が明確になっていない。

例えば、某社からメールアドレスが流出した事例では、その後、流出したメールアドレス宛に多数のスパムメールが送りつけられるようになった。その費用（通信費だけでなく、スパムに対処する時間等）は、すべて流出された人の負担である。

責任と責任を果たせなかった場合の補償は一对である。

マイナンバーカードの普及にお金を支払わなければならないというのも、この点に大きな問題がある。

本条例案が信頼されるには、ここを明確に示さなければならない。

漏洩された方への補償については、過去の判例上、漏洩した情報の項目や二次被害の有無などに左右されるなど、その状況が多様であることから、条例で明確に示すことは適当ではないと考えます。